

教育資金利子補給Q&A（第2版）

NO	想定質問	回答
新制度（富士見市高等学校等教育資金利子補給制度）の概要について		
1	制度の内容は	令和3年4月以降に高校・大学等へ修学する方の入学又は在学費用として、日本政策金融公庫から教育資金の貸付を受けた場合、その利子の一部を市が助成します。
2	利子補給の金額は	申請日の属する年度の前年度の4月から3月までに支払った利子の総額と利子補給金上限額（1万7千円）を比較して、低い方の金額を正規の修学期間助成します。（延滞利子を除く）
3	正規の修学期間とは	学校が定めた入学から卒業までにかかる通常の必要年数です。一般的に、高校なら3年、大学なら4年、短大なら2年です。 （留年した場合は含みません）
4	申請条件は	次の通りです。 1 高等学校、大学などに修学する方又はその保護者であること 2 富士見市に住民登録があること 3 市税（住民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税、国民健康保険税）を滞納していないこと 4 公庫から教育資金の融資を受けていること （利子補給制度の対象となる融資は修学する学校ごとに1回のみです。）
5	「利子補給制度の対象となる融資は修学する学校ごとに1回のみ」とはどのような意味でしょうか	公庫から当該高等学校等に入学又は在学するため、複数回融資を受けても、利子補給制度の対象とする融資は1つのみとなります。 例) 入学時に融資を受けて本制度を利用した方が、同じ学校に在学するため、追加で融資を受けた場合 ⇒追加融資分については利子補給の対象になりません。 例) 高校入学時に本制度を利用した方が、大学入学時に融資を受けた場合 ⇒修学先が異なるため、大学入学時の融資も利子補給の対象となります。

6	いつから申請開始か	毎年4月から申請受付を開始します。申請方法・申請時期等の詳細は、富士見市HPや広報等をご参照ください。
7	申請時に必要な書類は何か	必要書類は以下の通りです。 ①富士見市高等学校等教育資金利子補給金交付申請書兼請求書（様式第1号） ②利息支払証明書（日本政策金融公庫が発行する書類） ③入学した年度を証明する書類 ④在学証明書又は卒業証明書 ⑤通帳の写し
8	入学した年度を証明する書類とはどのような書類か	合格通知書の写しや入学許可書の写しなど入学年度が確認できる書類になります。
9	利息支払証明書はどこでとれるか	政策金融公庫のHPから申請できます。詳しくは日本政策金融公庫にお問い合わせください。
10	利子補給金はいつもらえるのか	申請内容を審査の上、支給対象者となれば、申請いただいた年度中に指定された口座へ振り込む予定です。
11	他で奨学金をもらう予定（又はもらっている）だが、併用は可能か	本制度は、奨学金等の他の支援制度との併用が可能です。
12	1度申請すれば、来年度以降は申請をしなくても利子補給金をもらえるのか	毎年申請が必要です。
旧制度と新制度について		
13	新制度で何が変わったのか	大きな違いは以下の通りです。 1 対象者の拡大 新制度は入学資金のほか在学資金の借入れも対象となりました。 2 対象の大学等の拡大 新制度は学校教育法に定める高校、大学等のほか専門学校等も対象になります。 3 利子補給の額 4年制大学の場合、新制度は4年間毎年最大1万7千円を利子補給します。 4 利子補給期間 新制度は正規の就学期間を対象に利子補給を行います。正規の就学期間は、一般的に高校で3年、大学で4年、短期大学で2年です。
14	制度を変えた理由は	主な理由は、以下のとおりです。

		<p>1 制度利用者にとっての「わかりやすさ」「活用しやすさ」を向上させるため。</p> <p>2 高校・大学等に修学する方への制度の充実を図るため。</p>
15	現在の修学先の入学時に、旧制度（入学準備金利子補給制度）を利用し、利子補給金をもらっているが、公庫から新たに同校の在学費用を借りたので、申込したい	同じ修学先で、旧制度と新制度の重複利用はできません。
16	高校入学時に旧制度を利用し、現在利子補給金をもらっている。今度大学へ入学し公庫の融資を利用したが、新制度に申込可能か	令和3年4月以降の入学であれば、新制度に申込可能です（旧制度を利用していても、修学先が異なれば、利用可能です）。
その他		
17	入学をとりやめたが、申請は可能か	入学をとりやめた場合は申請できません。
18	退学したが、申請は可能か	<p>在学していた月までは、利子補給金の交付対象となるため、申請は可能です。</p> <p>例) 令和5年に入学、令和6年1月中旬に退学した場合 ⇒令和5年4月から令和6年1月までの返済利子分までが対象となります。</p>
19	留年した場合も、利子補給金をもらえるのか	利子補給期間は「正規の修学期間」のため、留年により在学期間が延長された期間は利子補給金の支給対象とはなりません。
20	市外へ引っ越ししたが、申請は可能か	<p>富士見市に在住されていた月までは、利子補給金の交付対象となるため、申請は可能です。</p> <p>例) 令和5年に入学、令和6年1月中旬に引っ越しした場合 ⇒令和5年4月から令和6年1月までの返済利子分までが対象となります。</p>
21	在学費用を借りた場合の利子補給期間は	<p>在学する学校を卒業するまでの正規の期間となります（留年した期間は含みません）。</p> <p>なお、同じ学校等に入学又は在学するため、複数回融資を受けても、利子補給制度の対象とする融資は1つのみとなります（QA5参照）。</p>